



発行 東京都

目次

14

条 例

○令和七年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条
例……………（総務局）…

○東京都高等学校等教育改革促進基金条例……………（東京都教育委員会）…

条例のあらまし

●令和七年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例
（条例第一号）

一 令和七年度分の特別区財政調整交付金の基準財政需要額の算定について特例を
設け、基準財政需要額を再算定します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都高等学校等教育改革促進基金条例（条例第二号）

一 東京都立の高等学校等における教育改革を推進するため、東京都高等学校等教
育改革促進基金を設置します。

条 例

二 この条例は、公布の日から施行します。

令和七年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例を公
布する。

令和八年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第一号

令和七年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関す
る条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例
第十五号）別表に定める単位費用は、令和七年度分限り、同表一の部一の款一の項中
「四〇、八四九円」とあるのは「四一、四〇〇円」と、同部二の款一の項中「一六、二
八六円」とあるのは「一六、七四一円」と、同部二の款一の項中「七四、一三二円」とあるの
は「七四、四七八円」と、同部三の項中「一八七、六三九円」とあるのは「一八九、三
六五円」と、同部四の項中「一六四、二七二円」とあるのは「一六五、一五二円」と、
「一、六四五、四八六円」とあるのは「一、七三一、八一九円」と、同部五の項中「一
四、五六二円」とあるのは「一四、七二二円」と、同部六の項中「七九、六三五円」と
あるのは「七九、七二四円」と、同部七の款一の項中「一〇、七〇八円」とあるのは
「一一、七三七円」と、同部七の款一の項中「四七五円」とあるのは「四九二円」と、
同部八の項中「五、七六一円」とあるのは「五、八七七円」と、同部九の項中「一、五
九一元」とあるのは「一、五九九円」と、同部十の項中「二、八九九円」とあるのは
「二、九四二円」と、同部十一の款一の項中「四七四円」とあるのは「四七九円」と、同
部十二の項中「五九、三二四円」とあるのは「五九、八一五円」と、同部十三の款一の項中
「二、六七八円」とあるのは「二、七六八円」と、同部十四の項中「一、一六六円」とあ
るのは「一、二〇六円」と、同部十五の項中「七八円」とあるのは「八五円」と、同部十六
の項中「一、六〇八円」とあるのは「一、六二九円」と、同部十七の款一の項中「一一

六、四九八、五〇二円」とあるのは「一一七、三五七、八五八円」と、同款2の項中「一二〇、八〇六、二二九円」とあるのは「一二二、四二二、九三六円」と、同款3の項中「三二、三四四円」とあるのは「三三、二〇一円」と、「五九、四五五、六一〇円」とあるのは「六〇、七四八、五九四円」と、「六、六九五円」とあるのは「六、七四六円」と、同表2の部2の款1の項中「一、〇三五円」とあるのは「一、四一五円」と、同款2の項中「一〇、〇一八円」とあるのは「一三、五九二円」と、同部3の款1の項中「七五六円」とあるのは「一、〇三三円」と、同部6の款1の項中「一、四六三円」とあるのは「一、七九四円」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都高等学校等教育改革促進基金条例を公布する。

令和八年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二号

東京都高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 東京都立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効等)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

